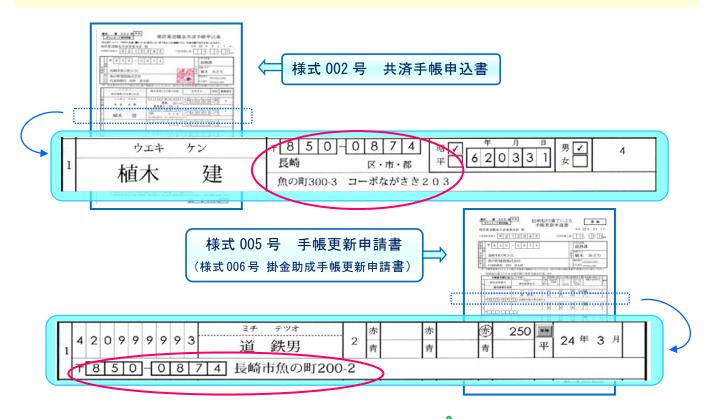
## 被供務者の住所能入について(お願い)

建退共では、被共済者の皆様に退職金を確実に受け取って頂くため、手帳更新時に被共済者の住所情報を記載頂く取り組みを行ってまいりましたが、それが一層確実なものとなるよう「中小企業退職金共済法施行規則」の改正が行われました。

このため、既に被共済者の住所記入が必須となっていた「共済手帳申込書 (様式002号)」に加え「**手帳更新申請書** (通常手帳用:様式005号、掛金助成手帳用:様式006号)」にも、被共済者の住所記入が義務付けられました。

記入して頂いた住所は、<u>被共済者の現住所として登録</u>されますので、手続きの都度、ご本人様に確認して頂き、<del>最新の住所</del>をご記入頂きますようお願いいたします。



## ~ このような場合は処理(登録)ができません!~

- **❖ 郵便番号が記入されていない。<郵便番号の記入は必須です!>**
- 参 郵便番号と住所が一致していない。

<郵便番号から自動変換される住所が、記入された住所と違う。>

- ❖ 番地(○番○号)が記入されていない。
  - 〈町名までの記入で郵便物が届いても、番地の登録は必要です。〉
- ❖ 郵便番号のみ記入し、住所が記入されていない。<住所の記入もれが多く見られます。>

登録される住所は大切な被共済者の情報です。記入もれがないよう正確に、ご記入ください。

## ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部(TeO95-826-2285) 迄お問い合わせください。